

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想(案)



令和3年 月
鹿児島県指宿市

農業経営基盤強化促進基本構想目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	24
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	33
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	34
1	利用権設定等促進事業に関する事項	34
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	34
(2)	利用権の設定等の内容	36
(3)	開発を伴う場合の措置	36
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	36
(5)	要請及び申出	37
(6)	農用地利用集積計画の作成	37
(7)	農用地利用集積計画の内容	37
(8)	同意	38
(9)	公告	38
(10)	公告の効果	38
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	39
(12)	農業委員会への報告	39
(13)	紛争の処理	39
(14)	農用地利用集積計画の取消し等	39
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	40
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	40
(2)	区域の基準	40
(3)	農用地利用改善事業の内容	40
(4)	農用地利用規程の内容	40
(5)	農用地利用規程の認定	40
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	41
(7)	農用地利用改善団体に対する指導，援助	42
(8)	農用地利用改善団体の勧奨等	42
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	42
(1)	農作業の受委託の促進	42
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	43
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進	

	に関する事項	43
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	43
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	43
	(2) 推進体制等	43
第6	その他	44
別紙1	(第5の1の(1)⑥関係)	45
別紙2	(第5の1の(2)関係)	46

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の基本的な方向

本市は、薩摩半島の最南端、鹿児島湾口に位置し、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島と相対し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接している。当該地域は、池田湖を水がめとして、水を供給する南薩畑地かんがい事業が完工し、地域農業の振興に大きく寄与している。

本市における農業の経営形態は、年平均気温19度と暖かい気候を活かした、秋冬作と春作を中心とする、そらまめ、えんどう類、かぼちゃ、オクラ、キャベツ等の露地野菜を主幹作物とする比較的大規模な経営と、トマトやオクラ等の施設野菜を組み合わせた集約的な経営、観葉植物、キク類、グラジオラス等の花き類を中心とした経営、マンゴーや不知火等の果樹を主体とする経営が行われ、さらに、肉用牛や養豚等の多頭飼育による専門経営や他品目との複合による畜産経営等、南薩畑地帯総合土地改良等の基盤整備と水利用や温暖な気候を活かした農業生産が展開されている。

今後も、露地野菜等を中心に南薩の食料供給基地の形成を目指しながら、担い手を中心に高収益、高付加価値作物の導入を進めて、産地化を図ることとし、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 目標とすべき所得水準、労働時間等の考え方

本市は、地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営)を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり365万円)及び年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業への参入を希望する企業、中心経営体(人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体をいう。)など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者(個人又は法人)に対して、農業経営改善計画の認定制度(認定農業者制度)を活用した経営改善を推進するとともに、家族経営協定の締結等による女性・後継者の経営参画を促進する。

特に、有効期間の終期を迎える認定農業者の農業経営改善計画のフォローアップと新たな農業経営改善計画の作成を促進する。

また、農業経営改善計画の達成に向けて、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業等による農地集積・集約化を進めるとともに、経営の発展段階に応じた支援を行う。

3 指宿市担い手育成総合支援協議会の考え方

市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者や農業への参入を希望する企業等も含めた多様な農業者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業並びにその他の措置を総合的に実施する。

そのために市は、指宿市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、いぶすき農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、南薩地域振興局等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、指宿市担い手育成総合支援協議会(以下「市担い手協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市担い手協議会が主体となって経営改善支援活動、経営相談会等を行い、地域の農業者が主体性を持って、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

4 経営体育成の考え方及び農用地の面的集積の考え方

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動の強化に加え、実質化された人・農地プランに基づく地域の話合い活動により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

特に農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業については、開聞地域を始めとして、1区画1haを基準に整備し農地の集積化を図り、水田受委託組合等を活用しながらその確立を目指す。

今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化を進めるに当たっては、地域内の農地の過半が担い手に集約・集積され、人・農地プランの実質化が図られているとみなされている地域について、本来の人・農地プランの実質化を図るため、農業委員会などの関係者参加の下、地域内の農地の所有者・耕作者の意向確認のアンケートを行い、そのアンケートに基づく地域内農地の地図化、地図に基づく話し合いにより、今後の農地の集約化の方針を定め、その方針の実現のためにプランを実行することが重要となる。

また、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実態に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い

手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした「地域営農のしくみづくり」を推進するとともに、農作業受委託組織等の育成、集落営農の組織化を促進するため、農用地利用改善団体等の地域ぐるみの組織との連携を図りながら、特定農業法人制度、特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

さらに、集約的な経営の展開を助長するため、南薩地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を検討する。

また、規模拡大に意欲的で経営の熟度が高い農業者の法人化をはじめ、地域農業の発展や地域経済の活性化を志向する農業者の法人化など、法人化に向けた多様な動きを関係機関・団体と一体となって推進し、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、将来の担い手となる新規就農者の確保・育成を図るため、新規就農・就業等相談の窓口機能の強化や相談会の積極的な実施など、相談活動の充実を図るとともに、相談情報や就農等に向けた支援策の情報を関係機関・団体が共有し、的確な助言・支援を行うこととする。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結や農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼び掛ける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、定年帰農や半農半X（自給的農業と他産業就業を組み合わせたライフスタイル）土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結び付くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関・団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

5 認定農業者の確保・育成支援

市は、市担い手協議会を主体に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、先進的大規模経営を目指す農業者に対しては、農業協同組合の金融担当者、営農指導員及び日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、資金計画等の濃密な指導を実施し、農家の育成に努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていけるよう、当該計画のフォローアップと新たな農業経営改善計画の作成を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

農業就業人口の減少に対応し、本市農業が持続的に発展していくためには、年間20人以上の新規就農者の確保と併せ、新規就業者の確保に努めることが必要である。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域その他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる農業従事者1人当たりで2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得)が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度(認定新規就農者制度)を活用した経営改善を推進する。

また、青年等就農計画の達成に向けて、指導農業士等とも連携して支援を行うとともに、有効期限の終期を迎える認定新規就農者の認定農業者への円滑な移行を推進する。

併せて、新規就農者・就業者の確保・育成を進めるため、市内外での就農・就業相談活動等を推進する。

第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に本市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ，本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模，生産方式 【個別経営体】

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業①	(作付面積等) そらまめ 90a オクラ(トンネル) 20a オクラ(露地) 10a (経営面積) 120a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 自走式防除機 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・そらまめ，オクラの輪作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・温度管理の徹底 ・農業機械の有効利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 雇用従事者の確保
野菜 専業②	(作付面積等) そらまめ 80a かぼちゃ(早熟) 120a 青果用さつまいも(早掘り) 50a (経営面積) 250a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 甘しょ洗機 1台 自走式防除機 1台 掘取機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・農業機械の有効利用 ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・連作障害対策	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業③	(作付面積等) 青果用さつまいも (トンネル) 40a 青果用さつまいも (早掘り) 130a 青果用さつまいも (普通掘り) 40a にんじん (マルチ) 100a (経営面積) 310a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 土入機 1台 甘しょ洗機 1台 にんじん洗機 1台 にんじん収穫機 1台 土壌消毒機 1台 甘しょハーベスター 1台 マルチャー 1台 (その他) ・ハウス育苗 ・農業機械の有効利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野菜 専業④	(作付面積等) えんどう類 50a かぼちゃ(早熟) 70a 青果用さつまいも (早掘り) 100a 加工用さつまいも 200a (経営面積) 420a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 甘しょ洗機 1台 自走式防除機 1台 甘しょハーベスター 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・ハウス育苗 ・えんどうの連作障害対策 ・農業機械の有効利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑤	(作付面積等) にんじん (マルチ) 50a レタス 100a 青果用さつまいも (早掘り) 120a (普通掘り) 120a (経営面積) 390a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 土入機 1台 自走式防除機 1台 マルチャー 1台 甘しょハーベスター 1台 土壌消毒機 1台 にんじん洗機 1台 移植機 1台 (その他) ・農業機械の有効利用 ・ハウス育苗	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野菜 専業⑥	(作付面積等) 春ばれいしょ 80a かぼちゃ(早熟) 50a (抑制) 40a スナップえんどう 30a 加工用さつまいも 100a (経営面積) 300a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 マルチャー 1台 ハーベスター 1台 土壌消毒機 1台 自走式防除機 1台 管理機 1台 (その他) ・連作障害対策 ・ハウス育苗	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑦	(作付面積等) すいか(トンネル) 20a かぼちゃ(早熟) 100a グリーンボール 100a キャベツ 100a レタス 100a (経営面積) 420a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 自走式防除機 1台 移植機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・連作障害対策 ・農業機械の有効利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野菜 専業⑧	(作付面積等) オクラ(ハウス) 15a オクラ(トンネル) 20a ジャンボインゲン (ハウス) 15a スナップえんどう 30a (経営面積) 80a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 自走式防除機 1台 土壌消毒機 1台 ハウス 1,500㎡ マルチャー 1台 (その他) ・農業機械の有効利用 ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・連作障害対策	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑨	(作付面積等) キャベツ 500a オクラ(露地) 50a (経営面積) 550a	(資本装備) トラクター 2台 トラック 1台 大型防除機 1台 乗用管理機 1台 移植機 2台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・生産技術の向上 ・土づくりの徹底 ・ハウス育苗	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
野菜 花き	(作付面積等) オクラ(露地) 10a スプレーギク 70a (経営面積) 80a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 暖房機 1台 ハウス 3,000㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底 ・新品種の導入	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 専業①	(作付面積等) マンゴー 30a (経営面積) 30a	(資本装備) トラック 1台 灌水施設 一式 動力噴霧機 1台 暖房機 1台 もしくは 泉熱利用施設 一式 換気扇及び循環扇 ハウス 3,000㎡ (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
果樹 専業②	(作付面積等) マンゴー 20a パッションフルーツ 10a (経営面積) 30a	(資本装備) トラック 1台 灌水施設 一式 動力噴霧機 1台 暖房機 1台 もしくは 泉熱利用施設 一式 換気扇及び循環扇 ハウス 3,000㎡ (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
果樹 専業③	(作付面積等) ポンカン 20a タンカン 40a 不知火(施設) 40a (経営面積) 100a	(資本装備) トラック 1台 運搬車 1台 動力噴霧機 1台 ハウス 4,000㎡ (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
果樹 野菜	(作付面積等) びわ 20a スナップえんどう 30a オクラ(トンネル) 10a オクラ(露地) 10a (経営面積) 70a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 自走式防除機 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯での体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・温度, 水管理の徹底 ・低樹高化による省力化	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
茶生葉	(作付面積等) 茶樹園 450a (経営面積) 450a	(資本装備) 乗用型施肥中耕機 1台 乗用型防除機 1台 乗用型摘採機 1台 防霜ファン 2~3基/10a (その他) ・生葉生産に主体をおき, 荒茶工場に対し生茶を販売 ・大型機械化一貫体系とし, 摘採施肥, 防除等の各作業を3戸共有の乗用型管理で実施 ・施肥の合理化, 病虫害の総合駆除技術による労働力の軽減	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
たばこ 作物	(作付面積等) たばこ 150a 加工用さつまいも 300a (経営面積) 450a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 AP-1 1台 共同乾燥施設 ハーベスター 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
花き 専業①	(作付面積等) スプレーギク 80a (経営面積) 80a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 暖房機 4台 ハウス 3,000㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底 ・新品種の導入	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き 専業②	(作付面積等) 輪ギク 60a (経営面積) 60a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 暖房機 4台 ハウス 3,000m ² (その他) ・生産技術の向上 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保
花き 専業③	(作付面積等) 〔苗物〕 花苗(種子) 50a 花苗(挿木) 15a 野菜苗 25a (経営面積) 90a	(資本装備) トラック 2台 トラクター 1台 鉢づめ機 1台 播種機 1台 防除機 1台 運搬車 1台 攪拌機 1台 ハウス 3,000m ² (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 雇用従事者の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
花き 専業④	(作付面積等) カーネーション 30a (経営面積) 30a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 暖房機 3台 ハウス 3,000m ² (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
花き 専業⑤	(作付面積等) グラジオラス切花200a 球根養成 100a (経営面積) 300a	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 球根堀取機 1台 (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・病虫害防除の徹底 ・球根養成によるコスト削減	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
花き 専業⑥	(作付面積等) バラ 30a (経営面積) 30a	(資本装備) トラック 1台 防除機 1台 冷蔵庫 1台 暖房機 1台 溶液栽培設備 ハウス 3,000㎡ (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保
観葉植 物専業	(作付面積等) ヤシ類 20a ゴム類 10a その他観葉植物20a (経営面積) 50a	(資本装備) ボブキャット 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス(泉熱ポンプ又は暖房機附 帯) 5,000㎡ (その他) ・育成体系と原木導入を組み合 わせて施設の高度利用を図る。	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入 雇用従事者 の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛 一貫 専業	(飼養頭数) 繁殖牛 50頭 肥育牛 60頭 (経営面積) 600a (借地面積) 200a	(主な資本装備) トラクター 1台 ロールベアラー 1台 マニユアスプレッダー 1台 ラッピングマシン 1台 ホイロローダー 1台 ボブキャット 1台 ロールクラブ 1台 堆肥舎 牛舎(パドック型) ダンプトラック 1台 ICT機器 ・牛軍管理システム ・分娩監視装置 フォークリフト 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・肥育期間 20ヵ月 ・出荷体重 去勢800kg以上 雌 730kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入
肥育牛 専業	(飼養頭数) 肥育牛 150頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 ホイロローダー 1台 マニユアスプレッダー 1台 (搭載) 直下型扇風機 一式 堆肥舎 牛舎 ダンプトラック 1台 フォークリフト 1台 (その他) ・肥育期間 20ヵ月 ・出荷体重 去勢800kg以上 雌 730kg以上	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
生産牛 専業	(飼養頭数) 繁殖牛 60頭 育成牛 10頭 (経営面積) 900a (借地面積) 200a	(主な資本装備) トラクター 1台 ロールベアラー 1台 マニュアルスプレッダー 1台 ラッピングマシン 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 堆肥舎 牛舎(簡易牛舎) ホイールローダー 1台 ICT機器 ・牛軍管理システム ・分娩監視装置 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で出荷	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入
生産牛 野菜	(飼養頭数) 生産牛 30頭 スナップえんどう 20a オクラ(露地) 10a (経営面積) 600a (借地面積) 150a	(資本装備) トラクター 1台 ロールベアラー 1台 マニュアルスプレッダー 1台 ラッピングマシン 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 堆肥舎 牛舎(簡易牛舎) ホイールローダー 1台 ICT機器 ・牛軍管理システム ・分娩監視装置 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・生産率 95%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で出荷	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚一貫専業①	(飼養頭数) 〔黒豚〕 種雄豚 5頭 種雌豚 60頭 雌育成豚 24頭 肉豚 700頭	(資本装備) ホイローダー 1台 バキュームカー 1台 浄化処理施設 堆肥舎 分娩・離乳子豚舎 繁殖育成豚舎 肥育豚舎 ダンプトラック 1台 (その他) ・分娩回転は、年2.1回以上を目標 ・種雌豚は、原則として自家産とするが約20%は外部導入 ・種雄豚は、能力検定豚を外部導入	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
ブロイラー専業	(飼養羽数) 1回入雛 35,680羽 回転 年5.5回 196,240羽	(資本装備) カーテン付鶏舎 自動給餌システム 換気ファン 自動給水システム 加温システム 細霧装置 動噴セット スキッドステアローダー 1台 ダンプトラック 1台 (その他) ・飼養期間 54日齢 ・育成率 95% ・オールイン・オールアウト	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 営農類型ごとの経営規模、生産方式 [組織経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜複合 主たる従事者 2人	(作付面積等) オクラ(トンネル) 100a スナップえんどう100a そらまめ 100a (経営面積) 300a	(資本装備) トラクター 2台 自走式防除機 1台 土壌消毒機 1台 トラック 2台 マルチャー 1台 管理機 1台 (その他) ・ほ場の集団化	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等への加入 休日制の導入 雇用の確保
施設野菜 主たる従事者 3人 1法人	(作付面積等) ミニトマト 70a (経営面積) 70a	(資本装備) 中期展張ハウス 7,000㎡ トラック 1台 堆肥舎 300㎡ 暖房機 7基 土壌消毒機 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 (その他) ・連作障害対策 ・生産技術の向上 ・土づくりの徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等への加入 休日制の導入 雇用の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
露地 野菜 主たる 従事者 3人 1法人	(作付面積等) キャベツ 2,000a 青果用さつまいも (早掘り) 500a (普通掘り) 500a オクラ(露地) 100a (経営面積) 3,100a	(資本装備) トラクター 2台 自走式防除機 1台 土壌消毒機 1台 トラック 2台 播種機 1台 移植機 3台 甘しょハーベスター 2台 マルチャー 2台 フォークリフト 1台 (その他) ・連作障害対策 ・生産技術の向上 ・土づくりの徹底 ・育苗ハウス	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保
施設 花き 主たる 従事者 3人 1法人	(作付面積等) キク 130a スターチス 35a ストック 35a (経営面積) 200a	(資本装備) トラック 2台 トラクター 1台 管理機 1台 選花機(全自動) 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 2基 暖房機 5基 硬質ハウス 3,500㎡ ハウス 6,500㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底 ・新品種の導入	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
観葉 鉢物類 主たる 従事者 3人 1法人	(作付面積等) ヤシ類 40a ゴム類 20a その他 40a (経営面積) 100a	(資本装備) ボブキャット 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス(泉熱ポンプ又は暖房機 付帯) 10,000㎡ (その他) ・育成体系と原木導入体系を組 み合わせて施設の高度利用を 図る	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保
花き 主たる 従事者 4人 1法人	(作付面積等) コショウラン苗 40a (経営面積) 40a	(資本装備) 硬質プラハウス 4,000㎡ (泉熱ポンプ又は暖房機, 冷却装置) 灌水施設 防除機 ベンチ 換気扇及び循環扇 作業場 50㎡	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入 雇用の確保

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛 一貫 専業 主たる 従事者 2人	(飼養頭数) 繁殖牛 150頭 育成牛 15頭 肥育牛 300頭 (経営面積) 1,500a (借地面積) 500a	(資本装備) トラクター 2台 ロールベアラー 1台 ラッピングマシン 1台 マニュアルスプレッダー 1台 堆肥舎 牛舎 ホイロローダー 1台 ロールグラブ 1台 ダンプトラック 1台 ICT機器 ・牛軍管理システム ・分娩監視装置 フォークリフト 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・肥育期間 20ヵ月 ・出荷体重 去勢800kg以上 雌 730kg以上	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	給料制の導 入 社会保険等 への加入 休日制の導 入
肥育牛 専業 主たる 従事者 2人	(飼養頭数) 肥育牛 150頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 ホイロローダー 1台 マニュアルスプレッダー 1台 (搭載) 直下型扇風機 一式 堆肥舎 牛舎 ダンプトラック 1台 フォークリフト 1台 (その他) ・肥育期間 20ヵ月 ・出荷体重 去勢800kg以上 雌 730kg以上	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制, 休日制 の導入

(注)1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業の従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)をいう。

2 組織経営体については、主たる従事者の平均が、個別経営体の経営に係る営農類型ごとの指標になるよう準用する。

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制を導入する。
- ク パソコン等のIT機器の活用による情報収集能力を高める。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営により、労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により、定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場・農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- キ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。
- ク 農業機械の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、労働力の軽減を図る。

第3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として，本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模，生産方式 【個別経営体】

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
野菜 専業①	(作付面積等) オクラ(トンネル) 20a オクラ(露地) 10a そらまめ 30a (経営面積) 60a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・オクラ，そらまめの輪作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入
野菜 専業②	(作付面積等) オクラ(トンネル) 20a オクラ(露地) 10a スナップえんどう 20a (経営面積) 50 a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の体系 ・オクラ，スナップえんどうの輪作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業③	(作付面積等) オクラ(ハウス) 10a ジャンボインゲン (ハウス) 10a スナップえんどう (露地) 20a (経営面積) 40a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 ハウス 1,000㎡ (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・オクラ, スナップえんどうの輪作 体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
野菜 専業④	(作付面積等) オクラ(トンネル) 20a 実えんどう 10a そらまめ 20a (経営面積) 50a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・無霜又はこれに準ずる地帯の 体系 ・オクラ, 実えんどう, そらまめの輪 作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑤	(作付面積等) 加工用さつまいも 100a 春ばれいしょ 50a キャベツ 150a (経営面積) 300a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 マルチャー 1台 移植機 1台 (その他) ・さつまいも、キャベツの輪作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入
野菜 専業⑥	(作付面積等) かぼちゃ(早熟) 60a かぼちゃ(抑制) 50a そらまめ 40a (経営面積) 150a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・かぼちゃ、そらまめの輪作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜 専業⑦	(作付面積等) かぼちゃ(早熟) 60a かぼちゃ(抑制) 50a スナップえんどう 40a (経営面積) 150a	(資本装備) トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 (その他) ・かぼちゃ、スナップえんどうの輪 作体系 ・労働力の集中時期は雇用対策 ・健全な土づくり ・農業機械の賃借利用	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
果樹 専業①	(作付面積等) マンゴー 20a パッションフルーツ 10a (経営面積) 30a	(資本装備) 動力噴霧機 1台 暖房機 1台 もしくは 泉熱利用施設 一式 灌水施設 一式 ハウス 3,000㎡ 換気扇及び循環扇 (その他) ・低樹高栽培 ・新たにハウス栽培を導入する農 業者については育成期間中(植 栽5年目まで)に収益が上がら ないため野菜等との組合せ(複 合経営)により安定化を図る	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
果樹 専業②	(作付面積等) ポンカン 30a タンカン 40a 不知火 30a (経営面積) 100a	(資本装備) トラック 1台 運搬車 1台 ハウス 3,000㎡ 動力噴霧機 1台 (その他) ・生産(品質)技術の向上 ・土づくりの徹底 ・新たにハウス栽培を導入する農業者については育成期間中(植栽5年目まで)に収益が上がらないため野菜等との組合せ(複合経営)により安定化を図る	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入
花き 専業①	(作付面積等) スプレーギク 30a (経営面積) 30a (うち露地母株8a)	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 暖房機 1台 ハウス 1,200㎡ (その他) ・新母株管理の徹底 ・育苗環境の改善, 防風対策 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 農繁期の雇用確保 休日制の導入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
花き 専業②	(作付面積等) 輪ギク 32a (経営面積) 32a (うち露地母株10a)	(資本装備) トラック 1台 トラクター 1台 管理機 1台 結束機 1台 選花機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 暖房機 2台 ハウス 1,600㎡ (その他) ・生産技術の向上 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入
花き 専業③	(作付面積等) グラジオラス切花 40a 球根養成 20a (経営面積) 60a	(資本装備) トラクター 1台 トラック 1台 管理機 1台 結束機 1台 選果機 1台 防除機 1台 土壌消毒機 1台 冷蔵庫 1台 球根掘取機 1台 (その他) ・生産技術の向上 ・新品種の導入 ・球根養成によるコスト削減 ・病虫害防除の徹底	複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 青色申告の 実施	作業の効率 化 農繁期の雇 用確保 休日制の導 入

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
観葉植 物専業	(作付面積等) ヤシ類 8a ゴム類 8a その他観葉植物 4a (経営面積) 20a	(資本装備) ボブキャット 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 ハウス(泉熱ポンプ又は暖房機 付帯) 2,000m ² (その他) ・育成体系と原木導入体系を 組み合わせて施設の高度利 用を図る ・育苗管理技術の向上による損 失率の低下 ・消費者ニーズに応じた品目の 導入	複式簿記記 帳により経 営と家計と の分離を図 る。 青色申告の 実施	作業の効率化 農繁期の雇用 確保 休日制の導入
肥育牛 専業	(飼養頭数) 肥育牛 100頭	(資本装備) スキッドステアローダー 1台 マニュアルプレッダー 1台 (搭載) ダンプトラック 1台 直下型扇風機 一式 堆肥舎 肥育牛舎 (その他) ・肥育期間 20ヵ月 ・出荷体重 去勢800kg以上 雌 730kg以上	複式簿記記 帳により経 営と家計と の分離を図 る。 青色申告の 実施	家族経営協定 の締結に基づく 給料制, 休日制 の導入

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
生産牛 野菜	(飼養頭数) 生産牛 15頭 オクラ 10a スナップえんどう20a (経営面積) 野菜畑 30a	(資本装備) トラクター 1台 堆肥舎 生産牛舎(簡易牛舎) 軽トラック 1台 スキッドステアローダー 1台 動力噴霧器 1台 土壌消毒機 1台 管理機 1台 マルチャー 1台 (その他) ・生産率 95%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で出荷 ・堆肥活用について園芸農家や畜産農家の協力をもらう	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 休日制の導入
生産牛 専業	(飼養頭数) 繁殖牛 30頭 繁殖牛 5頭	(資本装備) トラクター 1台 ダンプトラック 1台 堆肥舎 牛舎(簡易牛舎) ホイールローダー 1台 (その他) ・生産率 90%以上 ・せり市上場 9ヵ月前後で出荷 ・堆肥活用について園芸農家や畜産農家の協力をもらう	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	作業の効率化 休日制の導入

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は、次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ パソコン等のIT機器の活用による情報収集能力を高める。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営により、労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により、定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場・農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- キ 農業機械の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、労働力の軽減を図る。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90%(令和12年度)	市内全域

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積についての目標

人・農地プランの実質化の取組などと連携した農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項)の推進などにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。

(注) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で農地中間管理事業、利用券設定等促進事業等による借り入れ農地のほか、自己所有農地、農作業受委託面積(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している面積)の合計面積。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、指宿市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関・団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関・団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 指宿地域においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、話し合いにより担い手不足の下で個人では解決が難

しい遊休農地等の問題解決にも努める。

- (2) 山川地域及び開闢地域においては、ほ場整備がほぼ完了しているが、なお一層のほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤の条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産を行い、生産力の増進を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 利用権設定等促進事業
- 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。)を除く。)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕

作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定された特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別紙9第1の3に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の同意後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。

- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の

翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、指宿市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項、その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について、利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、農地所有適格法人以外の法人等からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 指宿市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち、取消しに係る部分を市の公報に記載すること、その他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。

農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の

確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から1つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることが

できる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」とい

う。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体に対する指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南薩地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関・団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤の整備、野菜集荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、水稻作及び転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 市は、強い農業づくり交付金等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、南薩地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

別紙1(第5の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2(第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

<p>1 存続期間(又は残存期間)</p> <p>(1) 存続期間は3～6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～6年とすることが相当でないと認められる場合には、3～6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>(2) 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>(3) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> <p>ただし、当事者双方の合意の上での解約は認める。</p>
<p>2 借賃の算定基準</p> <p>(1) 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>(2) 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>(3) 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>(4) 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記(1)から(3)までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>3 借賃の支払方法</p> <p>(1) 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>(2) (1)の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>(3) 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>

4 有益費の償還
(1) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により、当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
(2) 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

1 存続期間（又は残存期間）
Iの1に同じ。
2 借賃の算定基準
(1) 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
(2) 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。
(3) 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの2の(3)に同じ。
3 借賃の支払方法
Iの3に同じ。
4 有益費の償還
Iの4に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

1 存続期間
Iの1に同じ。
2 損益の算定基準
(1) 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
(2) (1)の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

3 損益の支決済法	I の3に同じ。この場合において I の3中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には, 受託者という。)」と読み替えるものとする。
4 有益費の償還	I の4に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

1 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が, その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引, その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし, その生産力等を勘案して算定する。
2 対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより, 又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
3 所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは, 当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し, 対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは, 当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。